

## 平成 31 年度入札・契約制度に係る特例措置の継続について

平成 31 年 2 月 20 日  
総務部総務課契約係

市では東日本大震災による被災地域の早期復旧及び公共工事の適切かつ円滑な施工確保を目的とし、入札・契約制度に係る特例措置を講じていますが、平成 31 年度においても下記のとおり運用を継続しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 現場代理人の常駐義務の緩和【継続】

工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されている場合は、現場代理人の兼任を認めます。

※「現場代理人兼務承認願」を提出し、発注者の承諾を受けること。

#### 2 主任技術者の兼任要件の緩和【継続】

密接な関係のある建設工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が 10 km 程度の場合は、主任技術者の兼任を認めます。（建設業法施行令第 27 条第 2 項）

※主任技術者の専任が必要となる工事は、請負金額が 3,500 万円（建築工事 7,000 万円）以上となる工事

※「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出すること。

#### 3 建設工事指名競争入札における 1 社応札の執行【継続】

#### 4 適用期限

平成 32 年 3 月 31 日

問い合わせ先：総務部総務課契約係 TEL0220-22-2091 FAX0220-22-3328

	項目	要件等
1	現場代理人の常駐義務の緩和	<p>【対象工事】 契約金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事</p> <p>【対象地域】 登米市内</p> <p>【兼務件数】 制限なし（工事の管理に支障がなく、発注者と連絡体制が確保されていること）</p> <p>【手続き】 「現場代理人兼務申請書」を提出し、発注者の承認を得ること。</p>
2	主任技術者の兼任要件の緩和	<p>【対象工事】 契約金額 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の専任配置が必要な工事</p> <p>【兼任件数】 原則 2 件程度</p> <p>【条件】 近接した場所で密接な関係のある工事（工事現場の相互の感覚が 10 km以内程度であること）</p> <p>【手続き】 「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出すること。</p>
3	建設工事指名競争入札における 1 社応札の執行	<p>【対象工事】 建設工事</p>

※各種様式

・ 現場代理人兼務申請書

・ 専任を要する主任技術者の兼務届出書